会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回 枚方市地域包括支援センター運営等審議会
開催日時	令和4年8月3日(水) 14時~15時00分
開催場所	枚方市役所 4階 第3委員会室
出 席 者	明石 委員、緒方 委員、谷口 委員、遠竹 委員、中尾 委員、秦 委員、室田 委員、山田 委員、山本 委員
欠 席 者	金田 委員
案 件 名	1. 地域包括支援センター活動報告(第7圏域:美郷会) 2. 各枚方市地域包括支援センター実績報告について 3. 枚方市地域包括支援センター(包括的支援事業・介護予防支援事業所)の実地指導について
提出された資料等の 名 称	資料① 地域包括支援センター活動報告(第7圏域:美郷会) 資料②-1 介護予防支援委託状況報告書 資料②-2 包括的支援事業実績報告書(令和3年度)総合相談 資料②-3 包括的支援事業実績報告書(令和3年度)活動報告 資料③-1 地域包括支援センター自己評価表(包括的支援事業) 資料③-2 地域包括支援センター自主点検表(指定介護予防支援事業)
決 定 事 項	 2. 案件1について報告 3. 案件3について報告
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1号、3号、6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理 由 傍 聴 者 の 数	公表 枚方市情報公開条例第5条第1・3・6号に規定する非公開情報が 含まれる事項について審議、報告を行う会議の会議録のため、運営 候補者決定、委託法人の評価に係ることの非公開部分については、 結果のみ公開する。また発言者は非公開とする。
所 管 部 署 (事 務 局)	健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課

審議内容

1 議 題

【案件1】地域包括支援センター活動報告(第7圏域:美郷会)

資料① 地域包括支援センター活動報告(第7圏域:美郷会)

地域包括支援センター(以下、「センター」という。)職員:案件1について説明

委 員:広報誌の配布はどのようにしているのでしょうか。また配布数(1,300部)はどのように決めているのでしょうか。

センター職員: 老人会や民生委員を通じて配布してもらっています。配布数は世帯数などを考 えて決めているものです。

【案件2】各枚方市地域包括支援センター実績報告について

資料②-1 介護予防支援委託状況報告書

資料②-2 包括的支援事業実績報告書(令和4年4月~6月)総合相談

資料②-3 包括的支援事業実績報告書(令和4年4月~6月)活動報告

事務局:案件2について説明

委員:委託率の開きが大きい理由を教えてください。

事務局:担当圏域内の居宅介護支援事業所の数が影響していると考えられます。

委員:委託率が高い方がよいのでしょうか。

事務局:委託率によって良し悪しを判断することはできませんが、委託することによってセンター職員が他の業務に注力することができるという側面はあります。

委 員:市ではプランの総件数の違いは高齢化率や高齢者人口に影響しているものとして認識されているのでしょうか。

事務局:プランの件数が比較的少ないのは東部地域で、担当圏域の面積に比べて人口・ 認定者数が少ないエリアとなっています。センターの対応の違いというわけで はなく、人口に対応するような件数と把握しています。 会 長:高齢者人口が変わってくると、将来的には担当圏域を考え直す必要があるのか もしれないですね。

副 会 長:センターにとって委託先がないということは深刻かと思います。介護保険事業 計画において事業所を誘導することは制度的に可能なのでしょう。

事務局:在宅サービスの総量規制は制度的には可能かと思いますが、実施するとなると、マクロな調査が必要となります。そこまでをするかどうか、というのは別の審議会で検討する内容となります。

委員:資料②-2を見ると松徳会の来所相談が少ないですが、理由があるのでしょうか。

委 員:松徳会の事務所はオートロックの建物の2階に位置しているため、行きにくいのか もしれませんね。

【案件3】枚方市地域包括支援センター(包括的支援事業・介護予防支援事業所)の実地 指導について

資料③-1 地域包括支援センター自己評価表 (包括的支援事業)

資料③-2 地域包括支援センター自主点検表(指定介護予防支援事業)

委 員:資料③-1、10ページ「1. 介護予防ケアマネジメント ⑪」に記載されている KDB データというのはどういったものでしょうか。

事務局:国保データベースシステムの略語で、国民健康保険団体連合会が持っている情報です。医療のレセプト情報などが入っています。

会 長: 資料③-2 の項目で網掛けになっているところが前年度と変わっていないところでしょうか。

事務局:網掛けの部分が令和6年3月31日までの経過措置が適応されている項目になりますので、「できていない」という回答が存在する箇所になります。

委 員: コロナ禍において、センターから来所相談の人数を規制するなどについて市へ相談 はあったのでしょうか。また、センターの運営法人の判断でセンター運営に規制が かかることはあるのでしょうか。

事務局:現在のところはありません。センター運営にあたってセンター運営法人の意向を全く無視することはできないと思いますが、現時点で規制をかけるようなことには至

っておりません。

会 長:医療法人が運営法人であると、より厳しく感染対策などの指導があるのだろうと思いますし、担当圏域によって差があるのではないかと考えます。

事務局:相談対応に規制をかけているセンターはないですが、会議など大人数が集まるような場についてはオンラインで実施するなどの工夫はされています。

副会長:センターは公的な業務を実施しているため、コロナ禍における相談対応や会議の実施方法などは市への相談があってしかるべきだと思います。

会 長:センターが運営に迷うようなことについては、市へ相談や確認ということは必要か と思います。逆に相談者側が感染を心配して相談に行かない、ということもあると 思いますので、電話でも相談することができるという市民向けの周知は必要に思い ます。

副会長:枚方市では包括的支援事業の評価について、センターの自己評価をもとに市職員が 評価されているかと思います。市で評価をすると自己評価になってしまうので、評価事業として外部機関を利用した評価を実施する予定はないのでしょうか。

事務局:現地調査では取り組みの評価に加えて、センターの現状を確認、その場を活用して センター運営の方向性の統一、他のセンターの活動を共有することで各センターの 取組みを高められるよう実施しています。そのため、今すぐに外部機関を利用した 評価というのは考えておりません。

副 会 長: 枚方市が聞き取りにて自己評価との照らし合わせをしたとして、最終の確認を本審 議会で行い、その結果を市民に公開する必要があると思います。

事務局:本審議会で意見をいただいたうえで、審議会資料としてホームページで公表しております。今していることに加えて外部の評価員による評価というのは考えておりません。

委 員:センター職員が自己評価表を記入するのは難しい作業なのでしょうか。

事務局:普段行っている業務について記載するため、難しいものではないと思います。ただ、 自分たちの取組みを伝わるように書くことに苦労はされていると思います。

会 長:細かく書いてもらうことによってセンター職員自身が取り組みについて見直す機会

になると思いますので、項目を減らす必要はないと思います。外部で評価されたものを本審議会で確認することも大事なことですが、実施するか否かは市で十分検討する必要があると思います。

副会長:国の指標との関係はどうなっているのでしょうか。

事務局: 枚方市では国が指標を出す前からセンターの評価を行っておりました。国の指標が 出た後、既存の評価表に国の評価に寄せるための修正を加えております。

委員:その他意見なし。

事務局:これをもちまして、令和4年第2回枚方市地域包括支援センター運営等審議会を閉会いたします。